

高額な損害賠償リスク

労災による損害賠償責任（使用者賠償責任）

- ✓ 労災が発生した場合、従業員やその家族から損害賠償請求を受けるリスクがあります。
- ✓ 近年「安全配慮義務違反」による脳・心臓疾患や精神疾患を理由とした損害賠償請求が増加しています。
- ✓ 安全配慮義務とは、社員が安全で健康に働くことが出来るように配慮しなければならない会社側の義務のことです。

【安全配慮義務】 労働契約法 第5条（2008年施行）
 使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することが出来るよう、必要な配慮をするものとする。

【損害賠償責任の根拠】 ①故意・過失による不法行為責任
 ②安全配慮義務違反による債務不履行責任

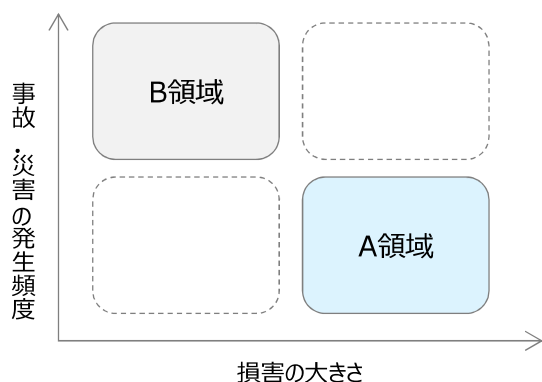
損害賠償額の高額化

● 判決・和解事例

死亡や重篤な後遺障害の賠償金額は高額化の傾向に。

損害賠償額	業種	判決年	症状	原因
約 1億9,800万円	製造業	2008年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
約 1億9,400万円	飲食業	2010年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
約 1億6,800万円	広告業	2000年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
約 1億400万円	運送業	2013年	居眠り運転で片足切断	長時間労働による過重労働
約 1億1,000万円	製造業	2000年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など
約 1億円	病院	2016年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働

リスク区分と評価 「A領域とB領域」

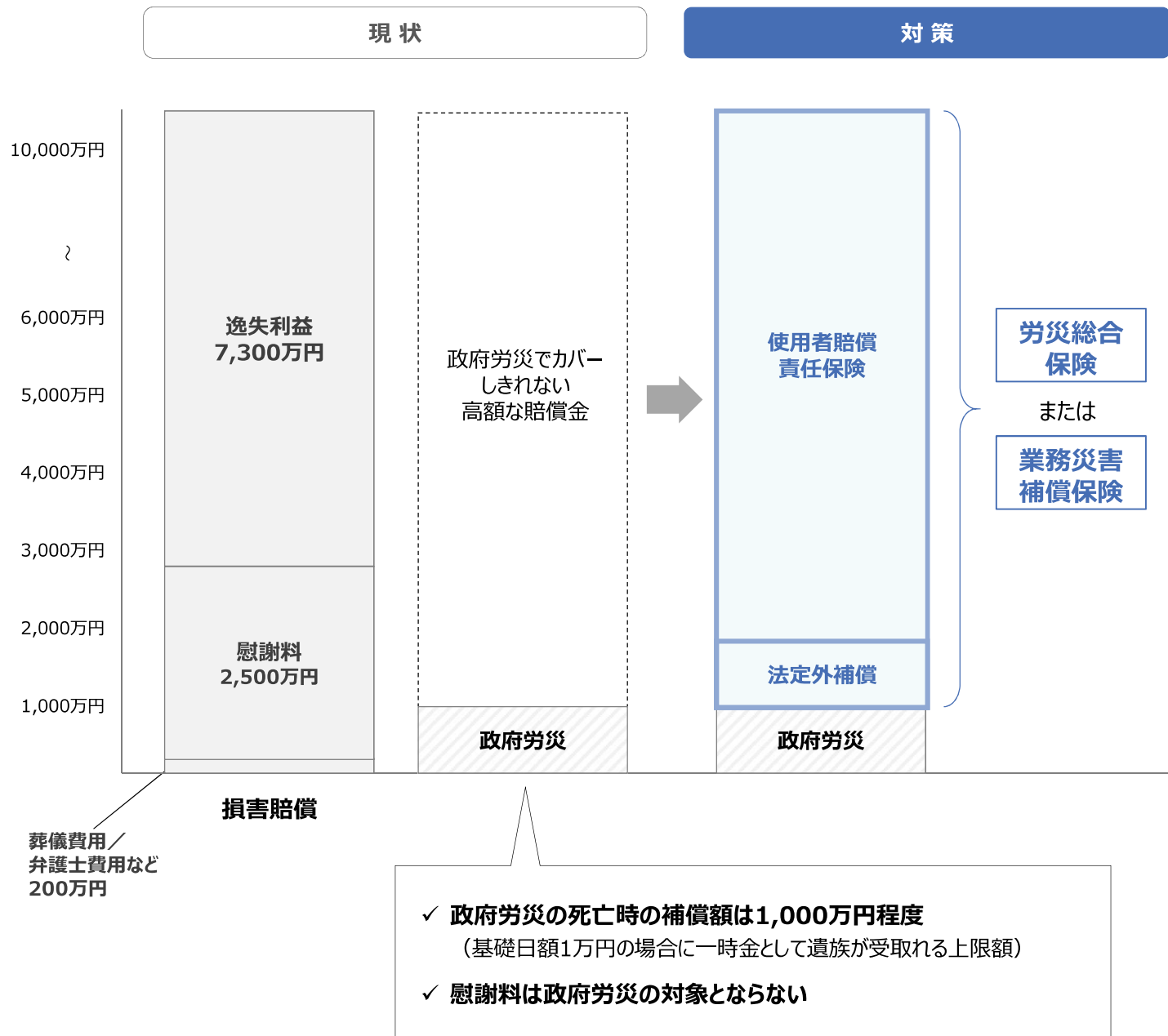


A領域	<p>めったに発生しないが、一度起こってしまうと経営の屋台骨を揺るがしかねない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員の死亡事故 ✓ 工場火災 ✓ 大規模な自然災害 ✓ 自動車の死亡事故 <p>➡ 保険へのリスク転嫁</p>
B領域	<p>発生頻度は多いが、損害額が低いもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 物品の破損 ✓ 軽微なケガや病気 ✓ 軽微な車両の損傷 <p>➡ 現金による備え</p>

高額賠償リスクへの備え

政府労災ではカバーしきれない高額な賠償リスク

例) 業務上の災害で従業員が死亡した場合 ※1



※ 1 損害賠償金額の試算条件

労災	年収	年齢	扶養家族	過失割合
死亡	500万円	35歳	2名	なし

逸失利益	将来得たであろう利益、逸失退職金等 (ライプニッツ係数により算出)	約 7,300万円
慰謝料	被害者が受けた肉体的・精神的な苦痛に対する支払	約 2,500万円
諸費用	葬儀費用、死亡までの治療費等	約 200万円
(合計)		約 1億円

※政府労災の給付額は控除。※第三者からの賠償金 (自賠償保険など) を受取っていればその額は控除。
 ※被災者に過失があれば過失相殺される。